

農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件の一部を改正する件について

令和4年2月
農林水産省農産局

1 改正の趣旨

令和3年5月の「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ」を踏まえ、農産物検査の合理化を図るため、国内産水稻うるち玄米に係る鑑定方法について見直しを行う。

2 改正の内容

農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく農産物検査は視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行うものとされているところ、機械鑑定を行う場合には、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第1の2の（3）のハの（ロ）において定める規格項目aからgまでについて、農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件（平成13年農林水産省告示第332号）第2の5及び6により測定した値で鑑定を行うことを可能とする。

3 施行期日

令和4年3月30日

○農林水産省告示第四百八十一号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第二項の規定に基づき、平成十三年三月十四日農林水産省告示第三百三十三号（農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和四年三月三十日から施行する。

令和四年二月二十八日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	一 (略) 二 国内産玄米（水稻うるち玄米に限る。以下同じ。）の死米（規程第一の二の定義において定める死米をいう。以下同じ。）及び着色粒（規程第一の二の定義において定める着色粒をいう。以下同じ。）の混入割合の鑑定は、前号の規定にかかわらず、標準計測方法により穀粒判別器で測定した混入割合が農林水産省農産局長が別に定める値を超えた場合及び着色粒について当該混入割合が〇・一％、〇・三％又は〇・七％であつた場合には、それぞれ視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて鑑定を行うものとする。 三 国内産玄米の規程第一の二の(三)のハの(ロ)に掲げる規格項目のうちaからgまでについては、前二号の規定にかかわらず、標準計測方法により測定した結果を用いて鑑定を行うものとする。 四 (略)
改正前	一 (略) 二 国内産玄米（水稻うるち玄米に限る。）の死米（規程第一の二の定義において定める死米をいう。以下同じ。）及び着色粒（規程第一の二の定義において定める着色粒をいう。以下同じ。）の混入割合の鑑定は、前号の規定にかかわらず、標準計測方法により穀粒判別器で測定した混入割合が農林水産省農産局長が別に定める値を超えた場合及び着色粒について当該混入割合が〇・一％、〇・三％又は〇・七％であつた場合には、それぞれ視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて鑑定を行うものとする。 (新設) 三 (略)